



赤ちゃんが生まれたら

出産後は必要な届出、手続きをお忘れなく！

出生届

戸籍住民サービス課
(区役所 1 階⑩窓口)

TEL 5 2 4 6 - 1 1 6 2

生まれた日から14日以内(生まれた日を含む)に、届出人(父または母)の本籍地または住所地、もしくは出生地の区市役所・町村役場に出生届を出します。

※外国籍を有する人及び国外での出生等については問合せ

必要書類	- 出生届書 1 通(医師または助産師等が作成した出生証明書付きのもの) 「母子健康手帳」
注意事項	- 命名は常用漢字・人名用漢字・ひらがな・カタカナの範囲内にする - 役所に届出に来る人が、祖父母など使用者の場合でも、届出人は父または母にする - 里帰り出産等で「母子健康手帳」が手元がない場合は、区役所開庁時間内に届出をすれば、「母子健康手帳」に貼付する「出生届出済証明」を交付(休日・夜間の届出の場合は、「母子健康手帳」を持参。出生届出済証明欄に証明)

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、世界中の子供が健やかに成長できるようにと願いをこめて、1989(平成元)年に国連総会において採択されました。日本は1994(平成6)年に批准しています。

この条約は前文と本文54条からなり、子供の生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・保護するために必要となる具体的な事項を規定しています。

条約に定められている権利は、大きく分けて次の4つ

- ◎生きる権利……すべての子供の命が守られること。
- ◎育つ権利……医療、教育や生活支援を受けたり、友達と遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること。
- ◎守られる権利……暴力や搾取、有害な労働などから守られること。
- ◎参加する権利……自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。

※「児童の権利に関する条約」については、
外務省やUnicefのホームページで詳しく紹介されています。



児童手当

子育て・若者支援課 給付担当
(区役所 6 階⑥窓口)

TEL 5 2 4 6 - 1 2 3 2

国内に居住する18歳になった最初の3月31日までの子供を養育している父または母等に手当を支給します。前年度の所得等により申請者を決定します。

必要書類	1 申請者(保護者)名義の預金通帳 2 申請者(保護者)の健康保険の加入状況がわかるもの(資格確認書、資格情報のお知らせ等)の写し ※共済組合(私学共済を除く)に加入の人のみ 3 マイナンバーカードまたは通知カード
手 当 額	第1子・第2子 3歳未満 15,000円 3歳～18歳 10,000円 第3子以降 30,000円※22歳年度末までの児童をカウント  オンライン申請(児童手当)
支給時期	手当は、原則として申請をした月の翌月分から口座振込で年6回(偶数月)に分けて支給 ※申請が遅れた場合、さかのぼっての支給は不可

子ども医療費助成(乳・子・青医療証)

子育て・若者支援課 給付担当
(区役所 6 階⑥窓口)

TEL 5 2 4 6 - 1 2 3 2

子供(0歳～18歳到達後の最初の3月31日まで)が健康保険証を使って医療機関を受診した場合に、医療機関に支払う医療費の自己負担金を助成します。

必要書類	子供の健康保険等加入状況が確認できるもの(資格確認書、資格情報のお知らせのコピー等) ※健康保険の加入手続き中でも申請可
助成の開始	助成の開始は、原則として申請月の初日から ただし、出生または台東区に転入し、3か月以内に交付申請の手続きをしたときは、出生日または台東区に転入した日から助成を開始

オンライン申請
(子ども医療費助成)



産前産後期間の国民年金保険料免除制度

区民課 国民年金係
(区役所3階①窓口)

TEL 5 2 4 6 - 1 2 6 2

国民年金に加入している人が出産したとき、産前産後期間の国民年金保険料が免除される場合があります。出産予定日の6か月前から届出可能です。本人確認書類と母子健康手帳を持参のうえ、担当窓口へ届出ください。

※厚生年金に加入中の人、扶養に入っている人は加入中の年金制度へ確認

産前産後期間の国民健康保険料軽減措置

国民健康保険課 資格係
(区役所2階②窓口)

TEL 5 2 4 6 - 1 2 5 2

出産予定または出産した方には申請に基づき軽減措置を行います。

台東区の国民健康保険に加入している、妊娠85日(4か月)以上の出産(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合を含む。)が対象となります。

軽減内容	対象者の軽減期間(単胎は4か月、多胎は6か月)における所得割額と均等割額の全額					
	○=軽減月					
	3か月前	2か月前	1か月前	出産(予定)月	1か月後	2か月後
単胎			○	○	○	○
多胎	○	○	○	○	○	○
必要書類	本人確認書類、マイナンバーが確認できるもの、母子健康手帳など出産(予定)日および身分関係を明らかにできる書類					

出産費用助成

浅草保健相談センター 庶務担当

TEL 3 8 4 4 - 8 1 7 1

経済的負担を軽減することで、出産や育児に対する不安を和らげ、安心して出産ができる環境を整えるため、出産した全ての区民の方へ一律で5万円を助成します。

必要書類	1 本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど) 2 振込先口座情報(通帳・キャッシュカードなど) 3 出産時の医療機関等の領収書や分娩・出産明細書、又は出産育児一時金の支給決定通知書等 4 母子健康手帳(※下記に該当する方のみ必要) ※今回出産した子の住民票が、台東区外の場合
手続期間	出産日から1年間

出産育児一時金

国民健康保険課 給付係
(区役所2階②窓口)

TEL 5 2 4 6 - 1 2 5 3

※台東区の国民健康保険以外の健康保険に加入している人は各健康保険へ問合せください。

健康保険に加入している人が出産したとき、原則として出産した時点で加入している健康保険から出産育児一時金が支給されます。妊娠満85日以上の死産・流産の場合も支給されます。

直接支払・受取代理制度

出産育児一時金は、原則として出産した病院等に健康保険から直接支払い、出産費用に充当しています(直接支払制度または受取代理制度)。

ただし、直接支払制度および受取代理制度を利用できなかった場合、出産費用が出産育児一時金未済で差額が発生した場合は、出産時に加入していた健康保険に請求してください。

台東区の国民健康保険の出産一時金

台東区の国民健康保険の出産育児一時金は出産児1人につき50万円です。

社会保険等に1年以上継続して加入し、退職後6か月以内の出産の場合は前に加入していた健康保険から支給される場合もあります。ただし、国民健康保険と重複して受給することはできません。

台東区の国民健康保険に加入している人が請求を行う場合

必要書類	1 母子健康手帳(出生届出済証明付き)など、出産したことを証明するもの(死産・流産の場合は医師の証明書(妊娠満85日以上であることがわかるもの)) 2 医療機関発行の領収書 3 病院交付の合意文書(直接支払制度活用、不活用の意思を示すもの) 4 振込先の口座のわかるもの(預金通帳等) 5 世帯主のマイナンバーカード(お持ちでない場合・世帯主のマイナンバーがわかるもの・世帯主の本人確認書類) ※海外出産の場合は上記4、5の他に以下の書類が必要 6 出生証明書の原本(死産・流産の場合は医師の証明書(妊娠満85日以上であることがわかるもの)) 7 6の日本語訳(訳者の住所・氏名を必ず記入) 8 出産した人のパスポート 9 調査に関わる同意書(海外出産の事実・内容について、医療機関等に照会するためのもの) 10 出産した人の印鑑(スタンプ印でないもの)
手続期間	出産日の翌日から2年間 ※2年を経過すると時効となり、申請不可

多胎児家庭向け タクシー利用料助成

子育て・若者支援課 庶務担当
(区役所6階⑥窓口)

TEL 5 2 4 6 - 1 2 3 7

多胎児(双子や三つ子)を養育している家庭に、乳幼児健診等の母子保健事業を利用する際の、タクシー利用料金の一部を助成します。

対 象	台東区民で3歳未満の多胎児を同一世帯で養育する保護者
対 象 となる 事 業・費 用	乳幼児健診、予防接種、産後ケア事業、多胎児家庭の交流会、相談事業等の母子保健事業を利用する場合や、保健所の保健師、子ども家庭支援センターの相談員等へ相談する場合の外出した際にかかる移動のための費用 ※タクシー利用料のみ。電車やバス、自家用車は対象外
限 度 額	1世帯あたり 年間最大24,000円 (こども商品券にて事前配付)
申 請 方 法	オンライン申請または郵送

オンライン申請
(多胎児タクシー)



医療・介護情報検索システム

医療・介護情報検索システムでは、区内の医療機関が検索できます。区内の医療機関や薬局の詳細な情報も提供しています。医療機関名のほか、診療科目や地図・地域からも検索できますので、活用してください。



<https://carepro-navi.jp/taito>



にぎやか家庭応援プラン

子育て・若者支援課 給付担当
(区役所6階⑥窓口)

TEL 5 2 4 6 - 1 2 3 2

第3子以降の子供の「出生」「小学校入学」「中学校入学」時に祝い品を贈呈します。対象は対象児と保護者が同一世帯で、誕生日または小・中学校入学年の4月2日から申請日まで区内在住の場合。

祝い品は30,000円相当の指定の品目(こども商品券等)から選択できます。

産後ケア

浅草保健相談センター 母子健康包括支援担当

TEL 3 8 4 4 - 8 1 7 7

出産後、助産師などのアドバイスを受けながら育児方法を学んだり、育児の不安を軽減したりできるようにサポートします。

※詳しくは上記への問合せ、または台東区ホームページを参照

類 型	宿泊型・日帰り型	外来型・訪問型乳房ケア
対 象	出産後4か月未満の産婦と乳児 ・台東区に住民登録がある ・産後ケアを必要とする方	出産後1年未満の産婦と乳児 ・台東区に住民登録がある ・授乳や育児などについて相談がある
利 用 上 限	1回の出産につき合計7日	1回の出産につき合計6回

産婦歯科健診

保健サービス課 母子成人保健担当(歯科衛生)
(台東保健所2階)

TEL 3 8 4 7 - 9 4 4 9

産後の歯科健診です。子供連れでもOKです。

対 象	産後おおむね1年くらいまでの産婦
会 場	台東保健所・浅草保健相談センター
日 程	赤ちゃんお口ふれあい教室と同日開催 ※詳しい日程は台東区ホームページを参照
申 込 方 法	台東区ホームページから電子申請または電話で予約

もしものときに備えて

夜間・休日に子供の具合が悪くなったら

台東区準夜間・休日こどもクリニック

平日 月曜日～土曜日(祝日・年末年始等を除く)

受付時間 午後6時45分～午後9時45分

休日 日曜日・祝日・お盆(8月14日～16日)

年末年始(12月29日～1月3日)

受付時間 午前8時45分～午後9時45分

※お盆(8月14日～16日)、年末(12月29日)が平日の場合、午後5時45分～午後9時45分

永寿総合病院内 東上野2-23-16 TEL 3833-8381

深夜などの緊急時の場合

近隣の小児二次救急医療機関 ※病院へ行く前に必ず電話で確認してください。

日本大学病院 千代田区神田駿河台1-6 TEL 3293-1711

日本医科大学付属病院 文京区千駄木1-1-5 TEL 3822-2131

順天堂大学医学部附属順天堂医院 文京区本郷3-1-3 TEL 3813-3111

東京大学医学部附属病院 文京区本郷7-3-1 TEL 3815-5411

東京科学大学病院 文京区湯島1-5-45 TEL 3813-6111

その他

区内の夜間・休日診療当番医のご案内

台東区夜間・休日診療案内電話(自動音声案内) TEL 5246-1277

台東区ホームページ

<https://www.city.taito.lg.jp/kinkyu/shinryo.html>



都内の医療機関のご案内(24時間365日対応)

医療情報ネット「ナビイ」

<https://www.iryou.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

全国の医療機関・薬局についてさまざまな方法で検索・情報収集できます。

東京都医療機関案内サービスひまわり TEL 5272-0303



救急車を呼んだほうがよいか迷ったときの相談(24時間365日対応)

東京消防庁救急相談センター TEL #7119(プッシュ回線・携帯電話・PHS)
3212-2323(その他の電話等)

子供の健康・救急に関する相談

(月曜日～金曜日午後6時～翌朝8時、土曜日・日曜日・休日・年末年始 午前8時～翌朝8時)

子供の健康相談室

TEL #8000(プッシュ回線・携帯電話)

5285-8898(その他の電話等)